

令和 8 年度
機関要件更新申請書類

2026 年 6 月 30 日提出

学校法人横浜 YMCA

横浜 YMCA スポーツ専門学校

② 様式第2号の1-②

【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	横浜 YMCA スポーツ専門学校
設置者名	学校法人 横浜 YMCA

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
文化・教養専門課程	スポーツトレーナー科	夜・通信	127 単位	10 単位	
	スポーツインストラクター科	夜・通信	77 単位	7 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://sports.yokohamaymca.ac.jp/information/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

③ 様式第 2 号の 2 - ①

【(2) - ①学外者である理事の複数配置】

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	横浜YMCAスポーツ専門学校
設置者名	学校法人 横浜YMCA

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://sports.yokohamaymca.ac.jp/about/information/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	公益財団法人かながわ 国際交流財団相談役	令和7年6月 19日～令和 11年度定時 評議委員会 終結時	人事
非常勤	聖光学院中学校高等学 校 校長	令和7年6月 19日～令和 11年度定時 評議委員会 終結時	財務
個常勤	日本基督教団紅葉坂教 会牧師	令和7年6月 19日～令和 11年度定時 評議委員会 終結時	法務
(備考)			

④様式第 2 号の 3

【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	横浜 YMCA スポーツ専門学校
設置者名	学校法人 横浜 YMCA

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 専門科目、実技科目、一般科目と大きく3つに分類し、カリキュラムを構成している。年2期制(前期/後期)とし、各期において定期試験を実施しているとともに、授業態度、出欠席回数管理、授業内小テストを用いて、授業理解の目標達成に向けた内容を網羅している。卒業後、円滑に職業人として職務の遂行ができるよう、教員・担任・学生が常に三位一体となり、必要に応じて学習サポートできる環境を取り入れている。また、職業現場において必要とされる知識・技術については、実習を通して学びを深めていくとともに実務に関する専門性をより高めていくため、職業現場からの情報収集を図り、教育課程に反映させている。また、業界有識者やスポーツ施設等の実務者により組織された教育課程編成委員会を開き、カリキュラムや研修について意見交換を深めシラバスに反映させている。専任教員より授業担当教員へ伝達され、年度毎にシラバスを作成している。学生には年度初めに配布している。	
授業計画書の公表方法	ホームページにて公表 https://sports.yokohamaymca.ac.jp/about/information/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。 (授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・出席状況、授業態度、試験結果を総合的に評価し、8割以上の評価を以て単位を認定する。 ・評価の基準を100点満点とし、評価段階は以下の基準とする。 S- 秀 <90点以上> A- 優 <80点以上 90点未満> B- 良 <70点以上 80点未満> C- 可 <60点以上 70点未満> D- 不可<60点未満>とし、単位の取得は認められない。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する。〈100 点満点で点数化〉 ・成績の分布となる指数は以下の通り。 0～49 点 50～59 点 60～69 点 70～79 点 80～89 点 90～100 点 の 6 分類とし、下位 1/4 に該当する指数の数値を示す。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	ホームページにて公表 https://sports.yokohamaymca.ac.jp/about/information/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・全必修科目の単位取得、及び学費等の完納。 ・必修科目と選択科目の履修・取得と、ゼミ・卒業論文の履修者は取得が条件に加わる。 ・卒業学年は試験後「卒業判定後」を設け決議する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページにて公表 https://sports.yokohamaymca.ac.jp/about/information/

⑤様式第2号の4-②

【(4)財務・経営情報の公表】

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	横浜 YMCA スポーツ専門学校
設置者名	学校法人 横浜 YMCA

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://sports.yokohamaymca.ac.jp/information/
収支計算書又は損益計算書	https://sports.yokohamaymca.ac.jp/information/
財産目録	法人本部に保管し、必要に応じて公表
事業報告書	法人本部に保管し、必要に応じて公表
監事による監査報告（書）	法人本部に保管し、必要に応じて公表

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化・教養		文化・教養 専門課程	スポーツトレーナー科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	昼間	186 単位	130 単位	6 単位	34 単位	4 単位	34 単位
			208 単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		16 人	0 人	3 人	32 人	35 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）

（概要）

健康運動実践指導者養成校、また保育士資格、幼稚園教諭2種免許を取得する短期大学との併修校として、資格取得に必要なカリキュラムとして編成する。また、職業現場において必要とされる知識・技術については、実習を通して学びを深めていくとともに実務に関する専門性をより高めていくため、職業現場からの情報収集を図り、教育課程に反映させていく。実際のスポーツトレーナー現場や保育・幼稚園現場における人材の専門性や、実務に関する技能や接客に関するコミュニケーションスキルを体験させる学習を取り入れていく。

また、業界有識者やスポーツ施設等の実務者により組織された教育課程編成委員会を開き、カリキュラムや、研修について意見交換を深め、シラバスに反映させていく。専任教員により、授業担当教員へ伝達され、年度毎にシラバスを作成していく。学生には年度初めに配布する。

成績評価の基準・方法	
(概要) ・出席状況、授業態度、試験結果を総合的に評価し、6割以上の評価を以て単位を認定する。 ・評価の基準を100点満点とし、評価段階は以下の基準とする。 S- 秀 <90点以上> A- 優 <80点以上 90点未満> B- 良 <70点以上 80点未満> C- 可 <60点以上 70点未満> D- 不可<60点未満>とし、単位の取得は認められない。	
卒業・進級の認定基準	
(概要) ・全必修科目の単位取得、及び学費等の諸経費の完納。 ・必修科目と選択科目の履修・取得と、ゼミ・卒業論文の履修者は取得が条件に加わる。 ・卒業学年は試験後「卒業判定会議」を設け決議する。	
学修支援等	
(概要) ・担任により定期的な連絡および保護者を含めた面談を実施する。 ・学習の遅れや学校生活での悩みを相談できるようカウンセラーを設置する	

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
14人 (100%)	0人 (0%)	14人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 総合スポーツクラブ施設 パーソナルトレーニングジム施設 リラクゼーション施設 整体院 保育事業所 高齢者施設			
(就職指導内容) 学内接遇マナー授業 学内企業説明会 模擬面接指導 就職活動セミナー			
(主な学修成果(資格・検定等)) NESTA パーソナルトレーナー NSCA パーソナルトレーナー スポーツ医学検定 保育士			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
16人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組)		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
文化・教養		文化・教養 専門課程	スポーツ インストラクター科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼間	123 単位	88 単位	5 単位	10 単位	0 単位	26 単位
			129 単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
60 人		37 人	0 人	3 人	32 人	35 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
（概要） 健康運動実践指導者養成校として、資格修得に必要なカリキュラムとして編成する。また、職業現場において必要とされる知識・技術については、実習を通して学びを深めていくとともに実務に関する専門性をより高めていくため、職業現場からの情報収集を図り、教育課程に反映させていく。また併設するスポーツクラブ現場において、人材の専門性や、実務に関する技能や接客に関するコミュニケーションスキルを体験させる学習を取り入れていく。 業界有識者やスポーツ施設等の実務者により組織された教育課程編成委員会を開き、カリキュラムや、研修について意見交換を深め、シラバスに反映させていく。専任教員により、授業担当教員へ伝達され、年度毎にシラバスを作成していく。学生には年度初めに配布する。	
成績評価の基準・方法	
（概要） ・出席状況、授業態度、試験結果を総合的に評価し、6 割以上の評価を以て単位を認定する。 ・評価の基準を 100 点満点とし、評価段階は以下の基準とする。 S- 秀 <90 点以上> A- 優 <80 点以上 90 点未満> B- 良 <70 点以上 80 点未満> C- 可 <60 点以上 70 点未満> D- 不可<60 点未満>とし、単位の取得は認められない。	
卒業・進級の認定基準	
（概要） ・全必修科目の単位取得、及び学費等の諸経費の完納。 ・必修科目と選択科目の履修・取得と、ゼミ・卒業論文の履修者は取得が条件に加わる。 ・卒業学年は試験後「卒業判定会議」を設け決議する。	
学修支援等	
（概要） ・担任により定期的な連絡および保護者を含めた面談を実施する。 ・学習の遅れや学校生活での悩みを相談できるようカウンセラーを設置する	

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
17 人 (100%)	0 人 (0%)	17 人 (100%)	0 人 (0%)
（主な就職、業界等） 総合スポーツクラブ施設 スイミングスクール 幼少体育指導施設 サッカースクール			
（就職指導内容） 学内接遇マナー授業 学内企業説明会 模擬面接指導 就職活動セミナー			
（主な学修成果（資格・検定等）） 健康運動実践指導者 救急蘇生法 日本サッカー協会公認 C 級・D 級コーチ パソコン検定			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
37 人	0 人	0%
（中途退学の主な理由）		
（中退防止・中退者支援のための取組）		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
スポーツトレーナー科	180,000 円	719,000 円	400,000 円	
スポーツインストラクター科	180,000 円	700,000 円	370,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
ホームページにて公表 https://sports.yokohamaymca.ac.jp/information/		
第三者評価の基本方針(実施方法・体制)		
実践的な職業教育を目的とした学校の教育活動、その他の学校運営の状況について成果を検証し、必要な改善を行う事により、学生がより高い水準の職業教育を享受できるような学校運営の発展を目指していく。そのために学生や卒業生、スポーツ関連施設関係者の意見を積極的に汲み取り、反映させていくとともに、活動状況を分かりやすく的確に示す必要がある。		
そこで、学校の教育活動について、卒業生やスポーツ活動に携わる関係者による学校関係者評価委員会を組織し、本校の理念・教育目標に照らして実施する自己評価の結果、学校の把握する課題や改善計画等に対して、評価・公表することにより、組織的・継続的な改善を図る。これにより、学校と職業現場であるスポーツ関連施設との相互理解を深め、連携の促進を図り、地域に開かれた学校づくりを進める。		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
かつた接骨院 医院長	2025. 4. 1～2028. 3. 31	企業等
湘南とつか YMCA 健康教育部部长	2025. 4. 1～2028. 3. 31	企業等
山王リハビリテーション	2025. 4. 1～2028. 3. 31	卒業生
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
ホームページにて公表 https://sports.yokohamaymca.ac.jp/information/		
(備考) 第三者評価未実施の為、学校関係者評価について記載		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
ホームページにて公表 https://sports.yokohamaymca.ac.jp/about/aboutus/

⑤様式第2号の4-② 別紙

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H114310000492
学校名 (〇〇大学 等)	横浜YMCAスポーツ専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 横浜YMCA

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		27人（ - ）人	27人（ - ）人	27人（ - ）人
内 訳	第Ⅰ区分	14人	15人	
	（うち多子世帯）	（ -人）	（ -人）	
	第Ⅱ区分	-人	-人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅲ区分	-人	-人	
	（うち多子世帯）	（ 0 人）	（ 0 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				27人（ - ）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人	前半期	0人
		後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。